

平成28年11月太子町教育委員会（定例会）  
会 議 録

平成28年11月22日午後3時50分より太子町教育委員会をB301会議室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・委員長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について  
平成29年度幼稚園入園予定者数について

第6. 議 事

議案第60号 平成28年度太子町一般会計補正予算(第4号)

(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について

議案第61号 太子町教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定  
について

議案第62号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第63号 学校指定の変更申立に関する専決処理について

議案第64号 平成28年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第65号 総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例議案に係る  
意見聴取について

議案第66号 総合公園体育施設管理条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員長 三浦淳子

委 員 福田敏博・福田幸代・寺田寛文

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教育次長	木村	和義
管理課長	首藤	武司
社会教育課長	渡邊	寧
文化会館長	田中	みずほ
管理課主査	大角	かおり

平成28年11月22日 午後3時50分開議

委員長 こんにちは。ただ今より平成28年11月の定例委員会を開催いたします。  
朝晩寒くなりまして山も紅葉が始まりだんだん冬になってきているなあと感じます。今日は朝早くから3.11を思い出すような地震が福島で起こりましてびっくりしました。前回の定例会の日も鳥取で地震がありました。いつ何時災害が自分に起こるかわかりませんので気をつけていただきたいと思います。それでは会議日程に基づいて進めさせていただきます。

まず、前回の定例会の会議録についてご承認いただけますか。

各委員 異議なし。

委員長 では、承認を福田敏博委員と圓尾委員にお願いします。圓尾委員は本日欠席ですので事務局から連絡をお願いします。本日の会議録の署名委員に福田幸代委員と寺田委員を指名させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

また、本日の第62号議案から第64号議案につきましては個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。結構です。

委員長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

#### ●教育長報告（行事結果・予定報告）

委員長 本日は4番の行事予定の前に5番の教育長報告からお願いします。

教育次長 それでは始めさせていただきます。

6ページをお開きください。今月の教育長報告は太子町教育委員会後援名義使用許可申請が7件提出されております。

9ページをお開きください。太子町教育委員会後援名義使用許可について

1件目、申請者は公益財団法人兵庫県体育協会兵庫県スポーツ少年団代表、河野修一郎氏。行事名は第26回兵庫県スポーツ少年団総合競技大会、実施日は平成28年11月26日（日）から平成29年2月4日（日）のうち4日間、実施場所は播磨光都サッカー場、姫路市立総合スポーツ会館、太子町民グラウンド他県内各所でございます。詳細は10ページをご参照ください。以上です。

委員長 ありがとうございます。1件目の後援名義使用許可申請についてご質問等ございますか。なければ次の申請に進みますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 では次の申請について説明をお願いします。

教育次長 2件目、14ページをお開きください。申請者はNPO法人姫路YMCA理事長、八杉光春氏。行事名はウィンターデイキャンプ、実施日は平成28年12月24日（土）から25日（日）でございます。実施場所は原にあります太子教育キャンプ場でございます。詳細は15ページをご参照ください。以上です。

委員長 ご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。  
委員長 では次の申請について説明をお願いします。  
教育次長 3件目、16ページをお開きください。申請者は民謡光福会代表、福井光福氏。行事名は第21回民謡発表会、実施日は平成29年1月29日（日）、実施場所は太子町文化会館でございます。詳細は17ページをご参照ください。

委員長 ご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。  
各委員 結構です。  
委員長 それでは次の申請について説明をお願いします。  
教育次長 4件目、19ページをお開きください。申請者は揖保郡陸上競技協会会長、野内博司氏。行事名は第11回兵庫県小学生陸上競技たつの市・揖保郡大会、実施日は平成28年11月23日（水・祝）、実施場所は太子町総合公園陸上競技場でございます。詳細は20ページをご参照ください。以上です。

委員長 これは毎年開催されている大会ですね。ご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。  
委員長 それでは次の申請について説明をお願いします。  
教育次長 5件目、22ページをお開きください。申請者は姫路ウインドアンサンブル団長、三木斐左治氏。行事名は姫路ウインドアンサンブルクリスマスコンサート、実施日は平成28年12月25日（日）、実施場所は太子町立文化会館でございます。詳細は27ページをご参照ください。

委員長 ご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。  
各委員 結構です。  
教育次長 6件目、30ページをお開きください。申請者は太子町子ども会連絡協議会会長、大島八重氏。行事名は太子町少年少女将棋大会、実施日は平成28年11月26日（土）、実施場所は太子町立文化会館でございます。詳細は31ページをご参照ください。

委員長 ご質問等ございますか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。  
各委員 結構です。  
教育次長 7件目、資料を戻りまして22ページをお開きください。申請者は親守詩兵庫県大会実行委員会西播磨事務局、森川正彦氏。行事名は第5回親守詩兵庫県大会、実施日は平成28年11月6日（日）、実施場所は湊川神社でございます。詳細は31ページをご参照ください。

委員長 再受付になっている理由は。  
教育次長 これは一度受付したのですが、兵庫県教育委員会が後援しているかどうか分かる資料の提出を求めたところ、後日、25ページにある資料が届きましたので改めて受付をしたという経緯があります。

委員長 分かりました。他にご質問なければ次に進みますがよろしいでしょうか。  
各委員 結構です。

## ●行事結果および行事予定報告

- 委員長  
管理課長 それでは4番行事結果および行事予定について説明をお願いします。  
行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。  
<11・12・1月の行事結果並びに行事予定説明>
- 委員長 11・12・1月の行事結果と行事予定について説明していただきましたが、これについて何かご意見ご質問等はございませんか。  
各学校マラソン大会は終わりましたか。
- 教育長 太田小が12月2日やね。  
管理課長 石海小も12月2日です。  
社教課長 石海小は今日から練習が始まったようです。  
委員 幼稚園の音楽会が書いてないのですが案内があるんですか。  
委員長 例年行事予定に入っていたと思うのですが。生活発表会のことだったかも。  
教育長 音楽会は12月14日だったと思います。  
管理課長 それは斑鳩幼稚園ですね。各園それぞれの日があると思うのですが。  
委員 ではまたそれぞれに連絡あるんでしょうね。  
委員長 3学期の給食はいつから始まるか分かりますか。  
管理課長 すみません。ここでは分かりません。  
委員長 では今度学校に聞きます。他にはありませんか。ないようでしたら、教育長報告の平成29年度幼稚園入園予定者数について説明をお願いします。

## ●教育長報告（平成29年度幼稚園入園予定者数について）

- 管理課長 37ページをお願いします。平成29年度幼稚園入園予定者数について、これは11月8日現在の入園予定者数です。特に年少はこの数字から若干増えるかもしれませんが、龍田幼稚園は対象者数が16人に対しまして入園願数が7人で入園率が43.8%です。学級数は1クラスです。斑鳩幼稚園は対象者数が81人に対しまして入園願数が36人で入園率が44.4%です。学級数は2クラスです。太田幼稚園は対象者数が153人に対しまして入園願数が69人で入園率が45.1%です。学級数は3クラスです。石海幼稚園は対象者数が70人に対しまして入園願数が30人で入園率が42.9%です。学級数は資料では2クラスですが、このままの人数であれば1クラスです。1名でも増えれば2クラスになります。
- 委員 では1クラスにしておけばよろしいですか。  
管理課長 そうですね。この資料の状態であれば1クラスをお願いします。  
委員 （年長）1、（年少）1ですか。  
委員長 少なくなりましたね。こども園ができたからね。  
管理課長 年長よりは入園率は上がっているんですが、数年前に比べると非常に低くなっておりますのでこども園の影響もあるかもしれません。

委員 長 50%切っていますからね。

教育 長 みごとに同じような入園率やね。

委員 長 そうですね。29年度はこの形でいくんですね。

管理課長 そうです。

委員 長 また今後については考えないといけませんよね。3年保育について希望されている保護者も多くいるんですが。

管理課長 なかなかね。こども園の認可申請において、なぜこども園が必要かという理由の中に町は公立幼稚園が3歳児保育をしていないということでその受け皿として認可がおりております。もし突然（公立幼稚園が）3歳児保育を始めるとなると騙して認可を得たのかとも言われかねません。子ども・子育て支援事業計画が平成31年度で終わるのでその段階で踏み込んで考えることになると思われま。現在の事業計画の中ではなかなか難しいかと。

委員 長 幼稚園に入れたいけども、というお母さんもいらっしゃるんですけどね。私も聞くことがあるんです。

委員 平成31年ですか。

管理課長 5カ年計画ですので平成27年度から平成31年度で終わります。よって30年、31年度あたりから議論を始めて32年度に開始できればいいのですが。そのあたりも含めて検討していきたいと思っております。

委員 長 （人数が）少なくなっても2年保育は変わらないのですね。

管理課長 はい。今のところ。ただ龍田がね。教育委員会からすれば最悪のパターンとして、龍田幼稚園を民間事業者に委託してこども園として龍田を存続させるという可能性も。

委員 長 あり得ると。

管理課長 はい。あり得ます。その場合、社会福祉課と協議して進めていかないと、子ども子育て支援法が優先と言ったらおかしいのですが、その事業の大義名分として非常にウエイトが大きいので公立幼稚園の理想ばかりでは話がかみ合わないの難しいところです。

委員 長 わかりました。龍田は（人数が）少ないのでね。まあ、どこもなんですが。

管理課長 たつの市は思い切って幼稚園廃止してこども園にされているので、そういうエネルギーをどこで使うのかというのが非常に難しいところですね。

委員 長 そうですね。他にご意見ありますか。

委員 こども園を考えるのも平成31年以降ですか。

管理課長 こども園であればそれまででも動きはとれます。

委員 公立幼稚園での3年保育は難しいと。

管理課長 はい。問題があると。

委員 長 龍田幼稚園は特に（人数が）少ないから標的にされるのではという不安があるんですね。そしたら次預けようとしているお母さんが思案して、結局預けるのをやめようかと考えるんですね。そのあたりの対応をきちんとしていただけたらなと思います。噂だけが一人歩きして今年入園された方に「来年は龍田幼稚園がなくなる」と言われたんです。

管理課長 少なくともそういう風になるのであれば、今から入園する子に「来年なくなるけど入園されますか」という話はしておかないといけませんので、突然来年なくなるということ

- はないです。
- 委員長 今年、年少に入られたお母さんの間で噂があり、私もそう聞かれたので「そんなことないですよ」とは言いましたけど。
- 委員 石海も少なくなったなあと思います。
- 管理課長 対象者数も斑鳩の方が多くなりました。
- 委員長 まだ増える可能性もあるんですよ。途中経過の報告ですよ。
- 管理課長 はい。一応当初設定している募集期間は終わりましたが随時募集しておりますので、今まだ迷っておられる方もあります。
- 委員 減ることはないですか。
- 管理課長 まあ、ないですね。
- 委員長 増えることを期待しております。龍田は一人でも増えたら他で一人増えるのと入園率が全然違いますので。他に意見ないようでしたら6番の議事に移らせていただきます。

## ●議案

- 管理課長 <第60号議案「平成28年度太子町一般会計補正予算(第4号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について」朗読>  
43ページをご覧ください。  
まず私から管理課関係分を説明させていただきます。  
<歳出について説明>
- 社教課長 次に社会教育課関係分を説明させていただきます。  
<歳出について説明>
- 管理課長 教育委員会関係の補正予算に係る議会上程案件は以上です。
- 委員長 説明をお聞きいただいてご意見、ご質問等ありませんか。  
ご意見ないようでしたら次お願いします。
- 管理課長 <第61号議案「太子町教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」朗読>  
48ページの新旧対照表をご覧ください。第2条について、従来は特別支援学級に関わる教員はすべて出席いただいておりますが、教育職の業務改善や会場のスペースの問題もありますので、全員に出席いただかなくても各校に配置しておりますコーディネーターの出席で会議は成立するという事です。ただし、補足説明等で担任が入ったほうがいい場合はオブザーバーとして出席いただいても結構です。またその関係で、各構成員の人数も表記しない方が実務的にうまくいくだらうと考えました。他にこども園を考慮したこと、養護教諭も部会の代表にしたこととございます。第5条について従来は委員長が議長になるということで、実際は委員長を互選により学校医の方に務めていただいております、会議進行は議長である学校園長に務めていただいております。よって実態に合わせた改正で委員長が議長をしなくてもいいようにしております。以上でございます。
- 委員長 今の説明にご意見ご質問ございますか。

(委員の)人数が少なくなるということですね。

管理課長 実際、太田小であれば7人くらいの先生に来ていただいているのですが、発言をせずに帰るということもあり、会が大きくなると発言もしにくくなるという事態になります。前回の教育支援委員会で諮ったところ、委員さんからは全会一致で了解を得ております。

委員長 他にご意見ありませんか。では、議案第61号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続きまして議案第62号お願いします。

管理課長 <第62号議案「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」朗読>

管理課長 <第63号議案「区域外就学の承諾に関する専決処理について」朗読>

管理課長 <第64号議案「平成28年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」朗読>

以上3議案については個人情報保護のため非公開

社教課長 <第65号議案「太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について」朗読>

70ページの新旧対照表をご覧ください。総合公園テニスコートについて使用時間を「午前9時から午後5時まで」を「午前9時から午後9時」に変更します。現在ナイター設備の工事をしております、来年4月から使用できるようになります。なぜ今改正が必要かと申しますと、体育施設は1ヶ月前から予約ができますので3月議会でしたらすでに予約ができる期間になってしまいますので、12月議会にあげる必要があります。それに伴い、夜間照明料の徴収としまして、1面1時間500円は変わらず、夜間照明につき1面1時間500円を徴収するというものです。施行期日については平成29年4月1日ですが、経過措置がありましてこの条例施行日以降の使用にのみ適用することとなっております。以上でございます。

委員長 今の説明にご意見ご質問ございますか。

委員 夜間照明を使うと(1面1時間)1,000円になるということですね。

社教課長 そうです。500円の根拠ですが近隣を調べたところ300円から800円くらいまであるんですが、コートの使用料も当然加算されます。コートの使用料と合わせて平均をとりますとおよそ1,000円くらいだったので(夜間照明料を)500円に設定させていただきました。

委員長 使用される方の見込みはあるんですか。

社教課長 現時点では不明です。

委員長 こうすることで管理する側も勤務時間が長くなりますよね。人件費がかさみますよね。

社教課長 それについては次の議案の規則で定めております。

委員 長 すみません。

社教課長 これは時間と金額の改正ということで。

委員 長 わかりました。では生徒が使ったらコートと合わせて 750 円になるのですか。

社教課長 そうです。使う電気代は同じなので照明料は 500 円いただきます。

委員 長 他にご意見ありませんか。では、議案第 65 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委員 異議なし。

委員 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続きまして議案第 66 号お願いします。

社教課長 <第 66 号議案「太子町総合公園体育施設管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」朗読>  
76 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 2 項ですが、申請書の提出について従来は「当日まで」としていたのですが、「使用日の 3 日前まで」ということで早めに提出してくださいということです。ただし書以降についても、従来は「町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。」としておりましたが、今後は「各施設の予約がなく管理運営上使用しても差し支えない場合は、使用日の当日まで申請書を提出できるものとする。」といたします。もって回ったような言い方になっておりますが、つまりは使用したい日に、すでに他の使用者が 9 時までの使用許可申請をされている場合、職員は出勤しておりますので使用日当日の申請でも受付しますという意味です。ただ、使用がない場合はお断りしますが、使用がある場合は人件費は同じですので使っていただいて結構ですという内容です。しかし、問題点がありまして、9 時までは施設利用が可能なんです、事前に申請していた方が 8 時までしか申請されていなかった場合です。その時は 9 時まで使用したいという申請はお断りします。シルバーの職員も勤務は 8 時までということで段取りされているのに急に 9 時にするのは問題があるので、8 時までならいいけどもそれ以降はお断りします。

委員 長 早く終わるほうはいいんやね。

社教課長 そのような運営になろうかと思っております。

委員 「各施設の予約がなく」という意味は。

社教課長 満杯でなければ、という意味ですね。空きがあれば使ってもいいですよということです。

委員 「各施設の予約がなく」というと予約がなかったらその日は使用できないということではなくて。

委員 「管理運営上使用可能ならば」とかでいいのではないですか。

委員 難しいよね。予約がないのかあるのかという話やね。

委員 長 そうやね。

社教課長 文化会館の規則の中ではこの表現を使っているんです。

管理課長 要は空いてるコートがあったら（使っていいです）ということなんですけど、おっしゃられるとおりすべて予約がない場合は使えるとも読み取れます。

委員 そう読んでしまいますね。

委員 どちら（の場合）もその文章で通ってしまいますね。  
社教課長 確かに我々も引っかかったのですが。  
委員 説明を受けてどっちなんやろ、と思ったんでね。  
委員 文章で細かいところまで説明できないのですね。  
委員 内容的には分かったのですがその表現だけやね。  
社教課長 法制委員会の方ではすでにある条例・規則の表現を踏襲する方針ですので私どもはそこに従わないといけないのかなと。  
教育長 今から変えることはできないのですか。  
社教課長 教育委員会規則なのでここが決定するので変更できます。  
教育長 この場で「各施設の予約がなく」を削除するとすればいいのではないですか。  
社教課長 「各施設の予約がなく」を削除して「管理運営上」から始めるようにすると。  
委員 （前段が）なくてもいけるよね。  
委員 「管理運営上」に含まれますよね。  
教育長 その方が分かりやすいね。では、委員長から結論言うてもらったら。  
委員長 わかりました。今の意見をまとめさせていただきますと、第2条第2項のただしの後ですが、「各施設の予約がなく」を削除した方が分かりやすいということで削除させていただきますがよろしいですか。  
各委員 異議なし。  
委員長 異議なしと認めます。よって、「各施設の予約がなく」を削除させていただきます。

#### ●その他

委員長 本日の議事は終了しましたが、その他連絡事項お願いします。  
管理課長 来週金曜日に予定しております揖龍連協の総会と研究発表会ですが正式に案内は届いていますか。恐らく連協の方から届いているはずですが、受付は1時10分から、開会は1時40分からとなっておりますのでご出席お願いします。  
委員長 他に連絡事項ありませんか。ないようでしたら次回の日程を調整させていただきます。  
教育長 12月14日（水）午後3時30分でいかがでしょうか。  
各委員 結構です。  
委員長 では次回、12月14日（水）午後3時30分に開会させていただきます。暗くなってしまうかもしれませんがお気をつけてお帰りください。ご苦勞様でした。

平成28年11月22日 午後5時15分閉議